

川口市塵芥車広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川口市が所有する塵芥車（以下「車両」という。）への広告掲載に関し、川口市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び川口市広告掲載基準に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告内容等の範囲)

第2条 車両に掲載する広告の色彩、意匠その他のデザイン等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 道路交通の安全を阻害するおそれのないこと。
- (2) 車両運行上の支障とならないこと。
- (3) 都市景観との調和を損なうものでないこと。
- (4) 発光、蛍光その他の反射効果を有する材料は使用しないこと。
- (5) 地色に赤及び黄色並びに黒色を使用していないこと。又はこれらの系統に属する色で、信号機及び道路標識等の効果を妨げるおそれのないこと。
- (6) デザイン構成が、ストーリー性のある4コマ漫画や映像表示でないこと。
- (7) 文字表記が縦書きでないこと。
- (8) 絵柄や文字が過密でないこと。
- (9) その他周囲の運転者の誤解を招くおそれのないこと又は注意力が散漫となるおそれのないこと。

(広告の規格及び掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、市長が指定する車両の荷箱の両側面とし、片面の広告の大きさは、縦80センチメートル、横125センチメートルとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、広告掲載日から1年間とする。ただし、広告掲載の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）が希望する場合は、1月単位でも認めるものとする。

2 広告の掲載を開始する日は、原則として当該広告を掲載する月の初日（この日が川口市の休日を定める条例第1条第1項第1号及び第3号に規定する市の休日（次項において「市の休日」という。）に当たるときは、車両の運行管理状況等を勘案し、市長が別に定める日）とする。

3 広告の掲載を終了する日は、原則として当該広告を掲載する月の最終日（この日が市の休日に当たるときは、車両の運行管理状況等を勘案し、市長が別に定める日）とする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、車両1台（両側面）につき年額120,000円（1月単位で掲載する場合にあっては、月額10,000円）とする。ただし、消費税及び地方消

費税を含むものとする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、市広報紙及びホームページ等により実施するものとする。

2 市長は、広告枠に空きがあるときは、随時募集を行うことができる。

3 市長は、広告掲載希望者が募集枠に満たないときは、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 申込者は、川口市塵芥車広告掲載申込書(第1号様式)、川口市塵芥車広告掲載申出書(様式第2号)及び掲載予定の広告のイメージ図(JIS規格A4判のもの)を市長が定める期日までに提出するものとする。

2 申込者が、申し込むことができる広告の掲載台数は、広告掲載期間中につき1台とする。

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による広告の掲載の申込みがあったときは、その内容を審査の上速やかに広告の掲載の可否を決定し、その結果を川口市塵芥車広告掲載決定通知書(第3号様式)により、申込者に通知するものとする。

2 市長は、申込者が、募集台数を超えた場合は、次の順位により決定するものとする。この場合において、第1号に掲げるもののうちにあつては、同号に掲げる順位とする。

(1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの

(2) 公共的性格を有する私企業

(3) 私企業又は事業を営む個人であつて、市内に事業所等を有するもの

(4) 前各号に掲げるもの以外のもの

3 申込者が、同一順位で複数あつたときは抽選により決定するものとする。

(川口市屋外広告物条例)

第9条 申込者は、前条第1項の規定により広告の掲載を可とする決定を受けたときは、その写しを添えて、川口市屋外広告物条例(平成19年条例第27号)第6条第1項の規定により広告物の表示等の許可を申請するものとする。

2 前項の規定による許可申請に係る費用は、申込者が負担するものとする。

3 市長は、申込者が第1項の許可を受けられなかったときは、広告の掲載を可とする決定を取り消すものとする。

(広告掲載契約の締結)

第10条 市は、第8条第1項により広告の掲載を可とする決定を受けた者(前条第1項の許可を受けた者に限る。以下「広告主」という。)と、広告の掲載について、川口市塵芥車広告掲載契約書(様式第4号)により契約を締結するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 前条の規定により広告主は、市長が定める期日までに、広告掲載料を市長が

発行する納入通知書により一括して納付しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第12条 既に納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつたときは、既に納付された広告掲載料を返還できるものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、次のとおりとする。

(1) 広告掲載前るとき 全額

(2) 広告掲載期間中るとき 掲載することができなかつた月数(1月未満の端数があるときは、1月とする。)に応じて、第5条に規定する広告掲載料に基づき、算出した額とする。

3 前2項の規定により返還する広告掲載料には、利息を付さない。

(広告内容等の変更)

第13条 市長は、広告の内容及びデザイン等が第2条各号に掲げる基準に適合しなくなり、又は適合しなくなるおそれがあると認めるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めるものとする。

(広告の掲載方法等)

第14条 広告の掲載は、ラッピング・フィルム等で再剥離が可能な素材を車体に貼り付ける方法とし、車体への塗装は行わないものとする。

(広告の作成、掲載及び撤去)

第15条 広告の作成及び車両への掲載に係る費用並びに掲載期間の終了又は第17条若しくは第18条の規定により掲載の必要がなくなつたときにおける車両からの広告の撤去に係る費用は、広告主が負担するものとする。

2 広告主は、広告の掲載又は撤去を行おうとするときは、車両の運行業務に支障が生じないよう市長と協議の上、日程、工程等を決定し、市長の指示に従って施工するものとする。

3 広告の掲載又は撤去により、車体表面、塗装、構造等を毀損し、又は破損したときは、当該広告主が費用を負担して原状に復するものとする。

(広告の修復)

第16条 天災その他の不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責めにより、広告が毀損し、又は破損したときは、市が費用を負担して修復を行うものとする。

2 経年に起因する色あせ等の劣化については、市が費用を負担する修復の対象とはしないものとする。

(広告掲載の取りやめ)

第17条 広告主は、自己の都合により、車両への広告の掲載を取りやめることができる。

2 前項の規定により広告の掲載を取りやめるときは、広告主は、川口市塵芥車広告掲

載取りやめ申出書（様式第5号）により市長に申し出なければならない。

（広告掲載契約の解除）

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、川口市塵芥車広告掲載契約解除通知書（様式第6号）により広告掲載契約を解除することができる。

- （1） 広告主が、市長が定める期日までに広告掲載料を一括して納付しないとき。
- （2） 広告主が、第13条の規定による広告の内容及びデザイン等の変更の求めに応じないとき。
- （3） 広告掲載の施工が、市長が定める期日までになされないとき。
- （4） 広告主が、前条の規定により広告の掲載の取りやめを申し出たとき。
- （5） その他市長が広告の掲載を不相当であると判断したとき。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載契約の解除がなされた場合であって、広告の掲載を既に行っているときは、速やかに当該広告を撤去しなければならない。

3 市は、第1項の規定により広告掲載契約を解除したことにより広告主に損害が生じた場合であっても、その賠償の責めを負わない。

（広告主の責務）

第19条 広告主は、広告の内容その他広告の掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告に関連して市及び第三者に損害を与えたときは、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利関係が確定していることを、市に対して保証するものとする。

4 広告主は、広告に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差し入れその他の行為をその形態のいかんを問わず、行ってはならない。

（広告を行わないことができる期間）

第20条 市は、次の各号に該当する期間において広告を行わないことにつき損害賠償の責めを負わない。

- （1） 土曜日及び日曜日
- （2） 年末年始のごみ収集を行わない日
- （3） 法令に基づく車両整備及び点検を行う期間
- （4） 車両が事故又は故障等による修理のため、収集業務ができない期間
- （5） 広告の掲載、撤去又は変更に要する期間
- （6） 広告の原状回復又は維持管理に要する期間

（その他）

第21条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則 この要領は、平成24年2月20日から施行する。

様式第1号

年 月 日

(あて先) 川口市長

申込者 住所(所在地)
氏名(名称)

電話

FAX

川口市塵芥車広告掲載申込書

川口市の塵芥車(一般家庭ごみの収集車)に広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。

記

- 1 広告の内容 塵芥車広告掲載
- 2 掲載希望期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 掲載料金 円
(ただし、消費税及び地方消費税を含む)
- 4 その他
 - (1) 川口市広告掲載要綱、川口市広告掲載基準、川口市塵芥車広告掲載要領及び関係法令の規定を遵守します。
 - (2) 川口市税の滞納はありません。
 - (3) 川口市広告掲載基準第4条第2項第4号の規定に基づき、川口市が行う市税の納付状況調査に同意します。(市外事業者は、納税証明書の提出をお願いします。)
 - (4) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中でないこと等については、川口市塵芥車広告掲載申出書のとおりです。

様式第2号

年 月 日

(あて先) 川口市長

申込者 住所(所在地)
氏名(名称)

川口市塵芥車広告掲載申出書

川口市塵芥車(一般家庭ごみの収集車)への広告掲載に際し、下記のとおり申し上げます。

記

- 1 民事再生法による再生手続き等
民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中ではありません。
- 2 各種法令等の違反
事業運営に当たり、各種法令又は条例に違反していません。
- 3 行政機関からの行政指導(該当する番号に○印)
 - (1) 事業運営に当たり、行政機関からの行政指導を受けていません。
 - (2) 事業運営に当たり、行政機関から行政指導を受けていましたが、その指導に基づく改善を完了しています。

様式第3号

第 号
年 月 日

申込者 様

川口市長 名
(公印省略)

川口市塵芥車広告掲載決定通知書

年 月 日付で、お申し込みの広告については、川口市広告掲載要綱に基づき、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 掲載の可否 掲載します
 掲載しません
理由
- 掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 掲載料金 円 (ただし、消費税及び地方消費税を含む。)
- その他